

資料編

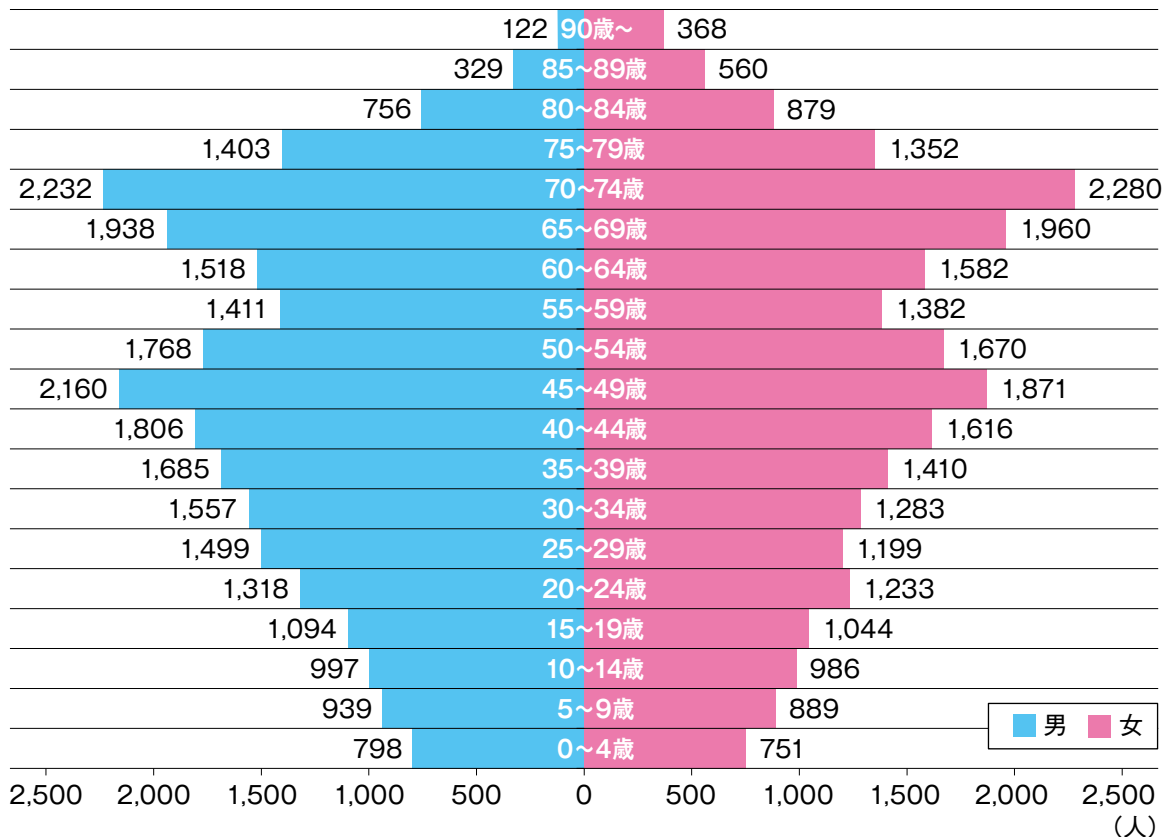


基礎データ

人口構成

令和2年（2020年）の本市の5歳ごとの人口をみると、男性においては45～49歳が最も多く、次いで70～74歳が多くなっています。女性においては70～74歳が多くなっています。約20年前に当たる平成14年（2002年）に成田空港の二本目の滑走路が供用開始されており、それに伴う雇用の発生が現在の40歳代の人口に影響していると考えられます。

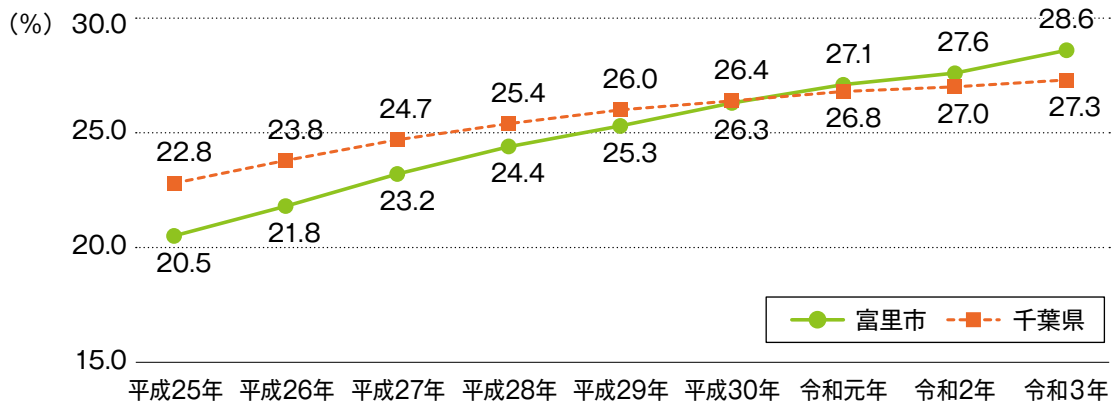
富里市の人口構成



資料：住民基本台帳（令和2年9月末）

本市の高齢化率は、近年急速に増加しており、令和元年（2019年）には千葉県水準を超えています。

富里市の高齢化率



資料：千葉県統計（各年4月1日）



就業状況

市民の就業状況は、就業者数が減少傾向にあります。また、産業分類ごとの就業者の構成比は、平成17年（2005年）から平成22年（2010年）にかけて、第1次産業、第2次産業就業割合が減少しています。

富里市の就業状況

産 業	平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
総 数	27,571	100.0	26,417	100.0	24,939	100.0
第1次産業	2,838	10.3	2,195	8.3	2,131	8.5
第2次産業	5,727	20.7	4,934	18.7	4,771	19.1
第3次産業	18,825	68.3	17,576	66.5	16,832	67.5
分類不能の産業	181	0.7	1,712	6.5	1,205	4.9

資料：国勢調査

農 業

農業経営体数は全体としては減少傾向にあり、担い手不足が顕在化してきています。農業産出額（推計）については、150億円程度で推移しています。

農業経営体数数の推移

	農 業 経営体数	法人化している					法人化 していない
		法人計	農事組合 法人	会 社	各種団体	その他の 法人	
平成17年	985	12	1	9	1	1	973
平成22年	893	16	2	12	1	1	877
平成27年	799	12	2	10	0	0	787
令和2年	721	17	2	15	0	0	704

資料：農林業センサス

農業産出額（推計）の推移

(単位:千万円)	農 業 産出額	耕 種				畜 産
		小 計	野 菜	米	その他	
平成27年	1,483	1,373	1,129	17	227	110
平成28年	1,662	1,551	1,307	19	225	110
平成29年	1,554	1,439	1,219	21	199	115
平成30年	1,412	1,308	1,087	20	201	104
令和元年	1,521	1,428	1,118	19	291	92

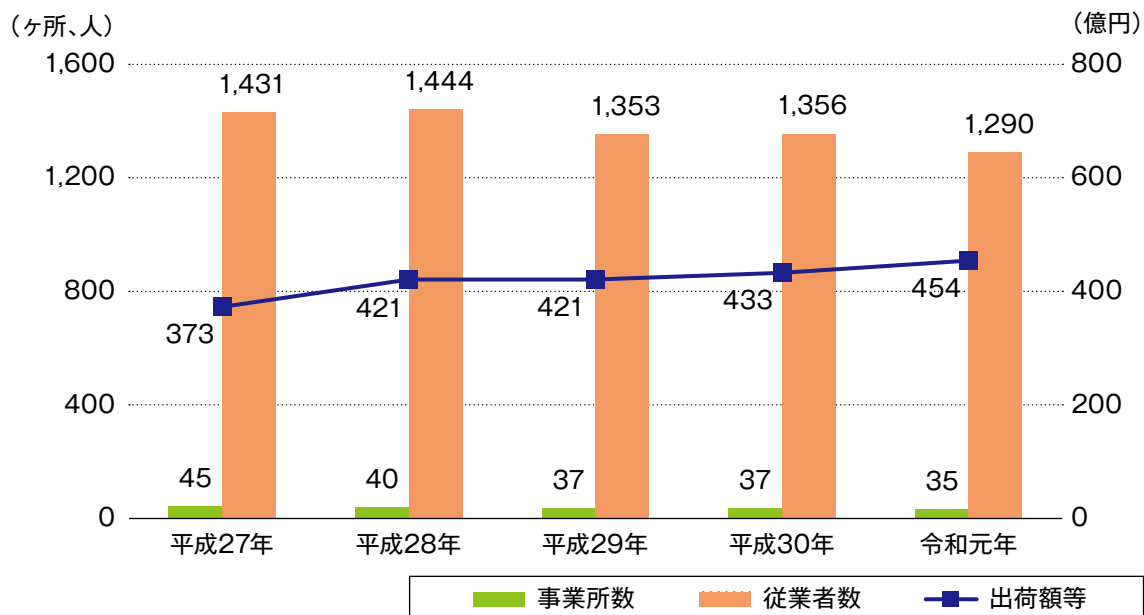
資料：市町村別農業産出額（推計）

工業

平成 27 年（2015 年）から令和元年（2019 年）にかけて、工業事業所数、従業者数については減少傾向がみられます。その一方で、出荷額等については増加傾向がみられます。

※平成 28 年実績から工業統計調査は調査手法が変更となっているため、それ以前との経年比較はしていない。

工業の動向

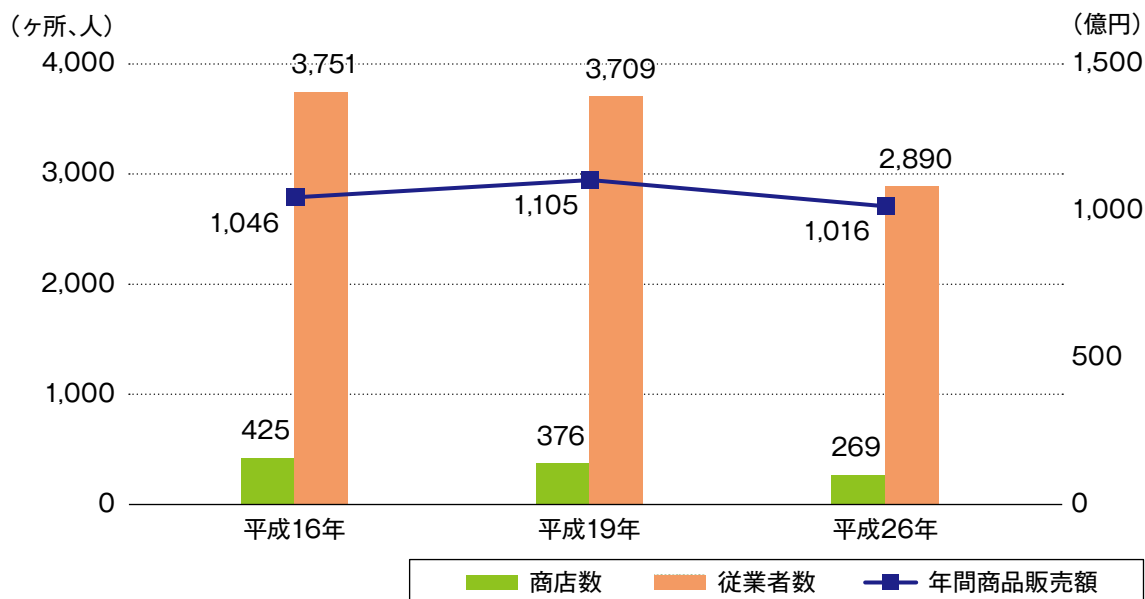


資料：平成27年は経済センサス、平成28年以降は工業統計調査

商業

商店数、従業者数は平成 26 年（2014 年）に減少しています。その一方で、年間商品販売額は大きな変化はみられません。

商業の動向



資料：商業統計調査(平成26年調査をもって廃止)

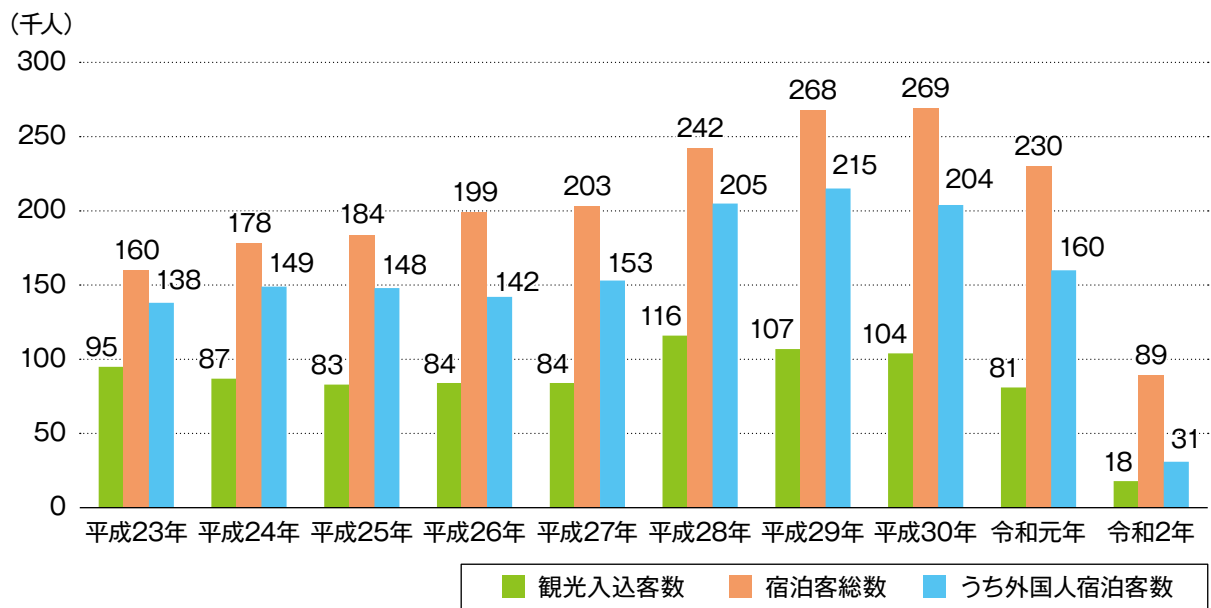


観光

本市は、観光入込客数は平成28年(2016年)に年間10万人を超えています。また本市の特徴として、宿泊客総数が多く、特に外国人宿泊客数がその多くを占めています。外国人宿泊客数のみをみると、県下でも上位の水準となっています。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な移動制限により、令和2年(2020年)には、外国人だけでなく、観光入込客数及び宿泊客数全体が大幅に減少しています。

観光入込の動向



資料:千葉県観光入込調査報告書



財政

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標）では、実質赤字比率・連結実質赤字比率の2指標は、いずれも算定結果がマイナスとなり該当していません。

実質公債費比率は、早期健全化基準である 0.25（25％）を大きく下回る良好な数値を維持しています。

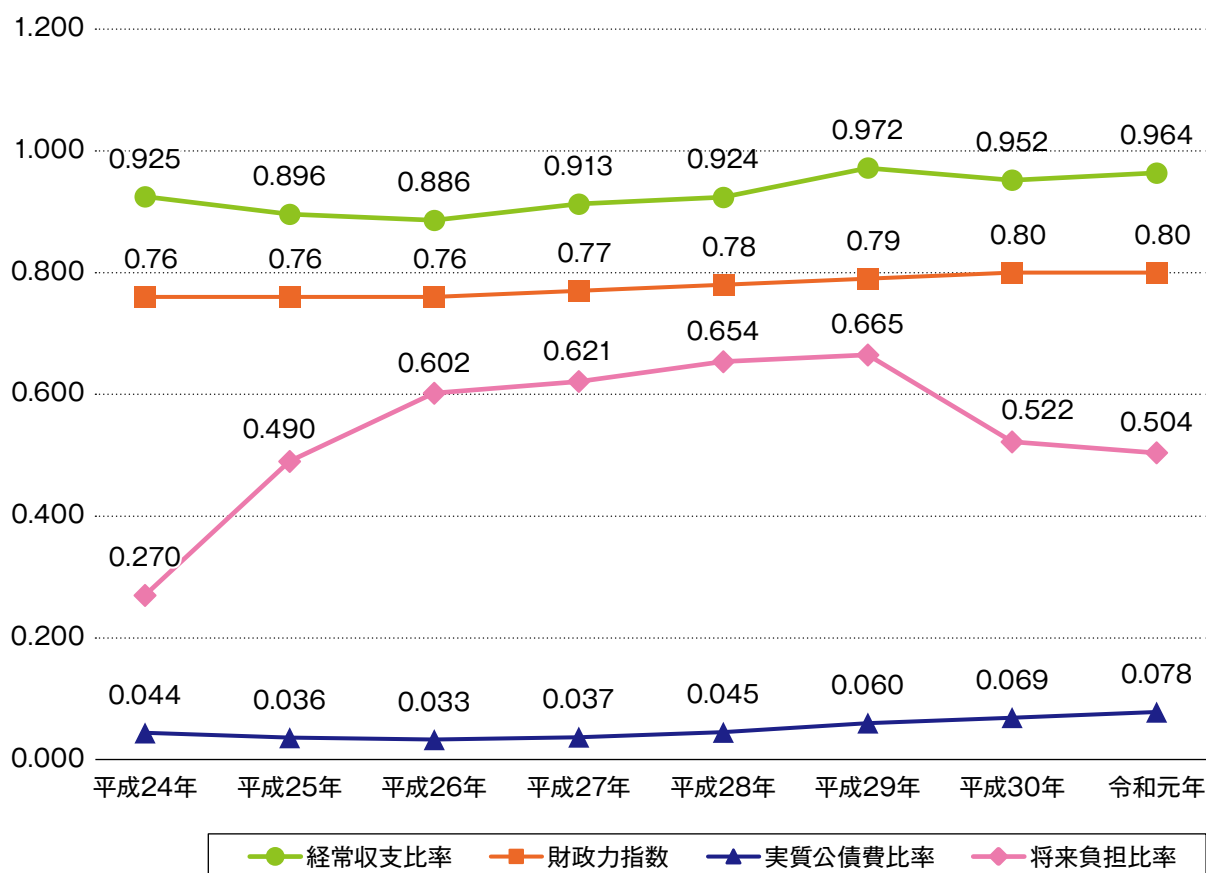
将来負担率は平成 26 年度（2014 年）までに急増しましたが、以後 0.60（60％）台で推移し、平成 30 年度には 0.50（50％）台まで減少しています。いずれも早期健全化基準の 3.50（350％）を大きく下回っています。

全体として、将来への負債は現状では大きなものではないといえます。

しかしながら、経常収支比率は、平成 27 年度（2015 年度）以降、0.90（90％）台が継続しており、財政が硬直化しているといえます。

財政力指数は、1 を割り込んでいるものの、全国平均（0.5 程度）を上回っています。

財政指標の推移



資料：富里市の公表値



諮問・答申

富 企 第 7 9 号
令和 4 年 1 月 3 1 日

富里市基本構想審議会
会長 関 谷 昇 様

富里市長 五十嵐 博文

富里市基本構想(案)について（諮問）
富里市基本構想(案)について、富里市基本構想の策定に関する条例(平成30年条例第27号)第4条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

第 序
1 章 論

第 序
2 章 論

第 序
3 章 論

第 基
1 本
章 構
想

第 基
2 本
章 構
想

第 基
3 本
章 構
想

第 基
4 本
章 構
想

第 基
1 本
章 計
画

第 基
2 本
章 計
画

第 基
3 本
章 計
画

資
料

令和 4 年 2 月 7 日

富里市長 五十嵐 博文 様

富里市基本構想審議会
会長 関 谷 昇

富里市基本構想(案)について (答申)

令和 4 年 1 月 31 日付け富企第 79 号で諮問のあった富里市基本構想(案)について、当審議会において、それぞれの立場や経験を基に慎重に審議した結果、その内容はおおむね適切なものと認めます。

なお、構想の推進にあたっては、下記の事項について十分配慮されることを要望します。

記

- 1 今後進められる成田空港の機能強化は本市にとって重要な契機であり、国内外からの人の流れの増加を、定住人口はもちろん交流人口や関係人口の増加につないでいくことが望まれる。
そのために、新たな人の流れに対応できるよう産業振興や都市基盤の整備を進め、本市の住みよさを一層高めるよう努められたい。

- 2 本市には、地域外にすでに認知されている農産物やイベントが多くあるが、まだ潜在している地域の魅力も多数存在する。
こうした魅力ある資源を再認識した上で、活用・発信していくことで地域活性化につなげていくよう努められたい。

- 3 本計画が策定だけに終わらず、「まちづくりの将来像（未来の景色）」の実現に向けた施策の実行につながるよう、進行管理として毎年の評価を行い、よりよい施策の検討を継続的に実施されたい。
また、大きな社会情勢等の変化にあつては、当審議会をはじめとした市民の意見を参考にしながら、柔軟な方向性の修正に努められたい。

- 4 少子高齢化や世帯構造が変化していく中で、複合的な地域課題が発生してきている。
こうした課題に効果的に対応していくためには、従来の縦割りの取組だけでは限界があり、新たに横断連携による体制を確立し、解決を図っていくよう努められたい。

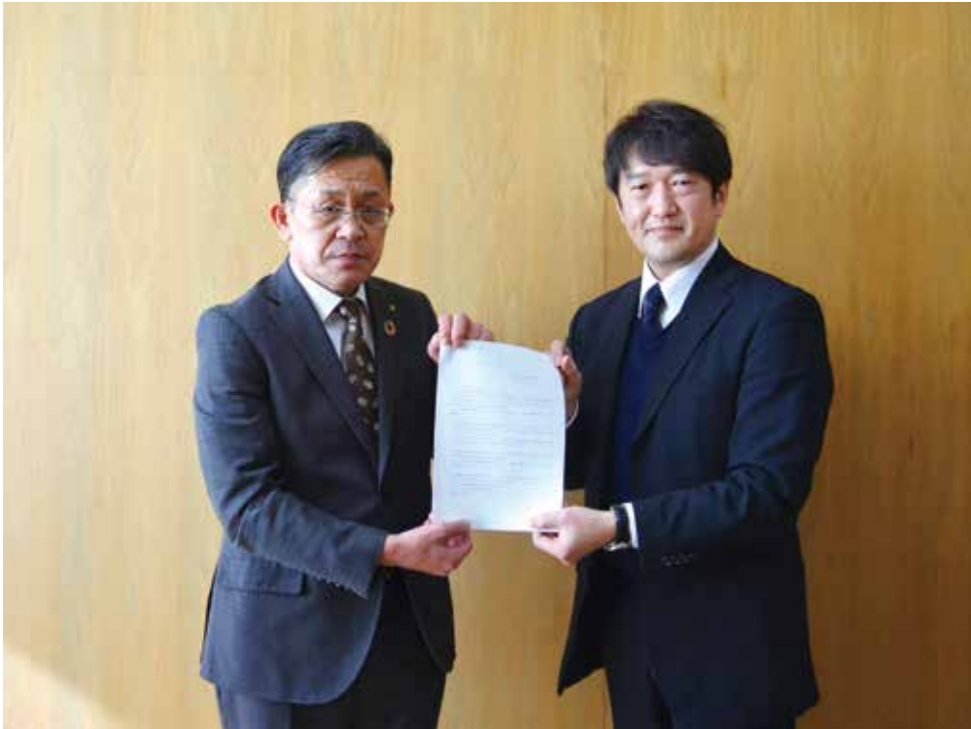


- 5 本計画を推進するに当たっては、職員においても一層高い意識を持って取り組んでいく必要がある。

そのため、本計画の目指すところや施策を全ての職員が共有し、まさに「心ひとつに」進んでいけるよう、職員の意識高揚を図られたい。

- 6 本計画策定中に、令和元年の台風被害や新型コロナウイルス感染症の蔓延という、かつてない事態に見舞われた。

こうした事態において認識した本市の課題を整理し、市民とともに地域を守る危機管理体制の構築に努められたい。



富里市基本構想審議会委員名簿

任期：令和2年7月27日～令和4年2月7日

No.	所属団体	役職	氏名	備考
1	千葉大学	教授	関谷 昇	
2	富里市商工会	会長	寒郡 茂樹	
3	富里市農業協同組合	組合長	根本 実	
4	富里市観光協会	会長	篠原 義行	R2.8.16 まで
			森田 修仁	R3.6.29 から
5	富里市都市計画審議会	会長	篠原 眞司	
6	富里市区長会	会長	町田 弘	R3.4.27 まで
			高山 茂久	R3.6.29 から
7	富里市消防委員会	副委員長	秋葉 政則	
8	千葉交通株式会社	取締役 自動車部長	河合 俊彦	
9	富里市医師連絡協議会	会長	龍岡 穂積	
10	富里市地区保健推進員協議会	会長	丹 さく子	
11	富里市社会福祉協議会	会長	中野 善敦	R3.6.24 まで
			宮川 朱実	R3.6.29 から
12	富里市教育委員会	教育長職務代理者	森田 恵子	
13	富里市スポーツ協会	副会長	石川 賢治	
14	公募委員		山縣 俊明	
15	公募委員		村井 香織	



市民の意識

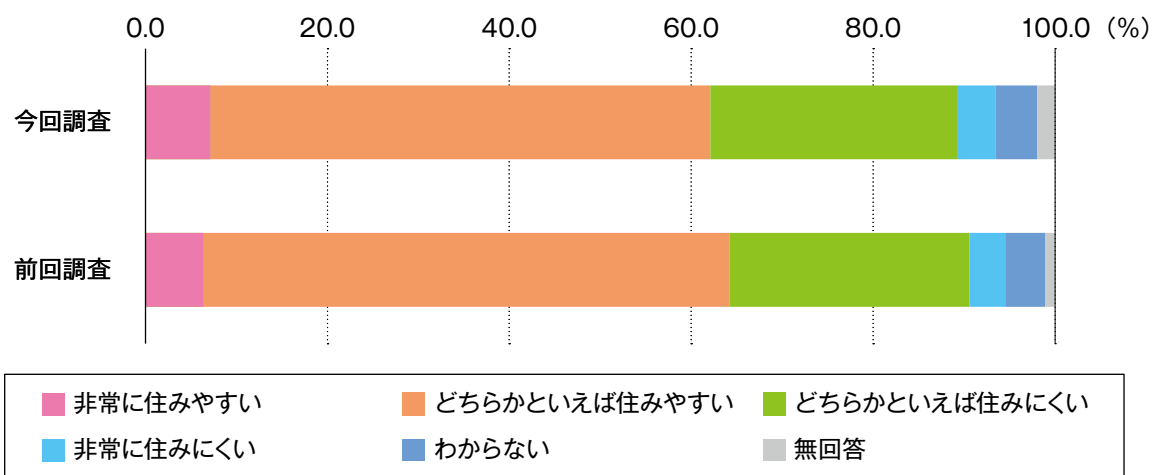
市民意識調査

本計画の基礎調査として、市内在住の18歳以上の男女から3,000名を無作為に選出し、郵送調査を実施しました。1,076名から回答をいただき、有効回収率は35.9%となっています。

本節では、主な結果をまとめます。

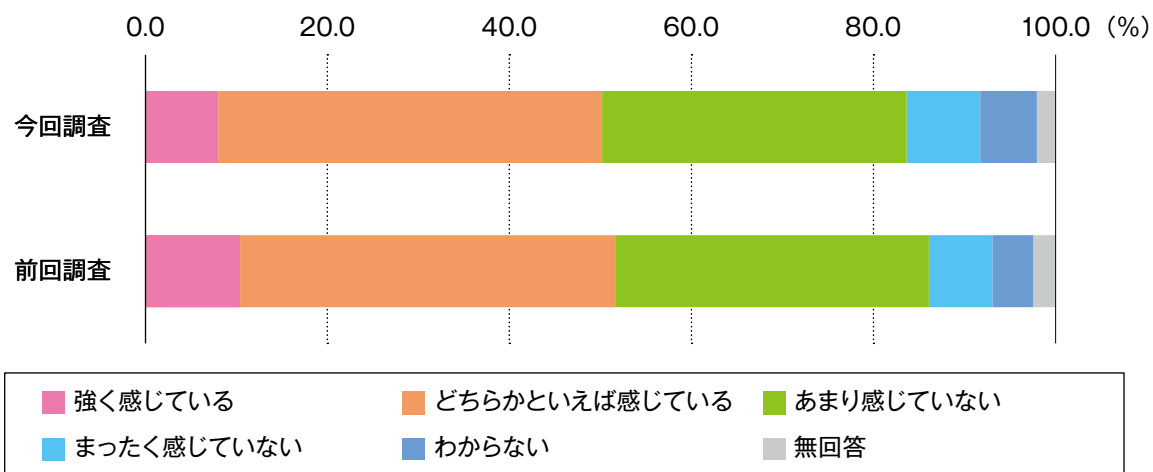
富里市の住みよさ

全体としては、住みやすいと回答した割合（「非常に住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計）は62.1%となっています。前回調査（H20調査）と比較すると、傾向に大きな変化はありません。



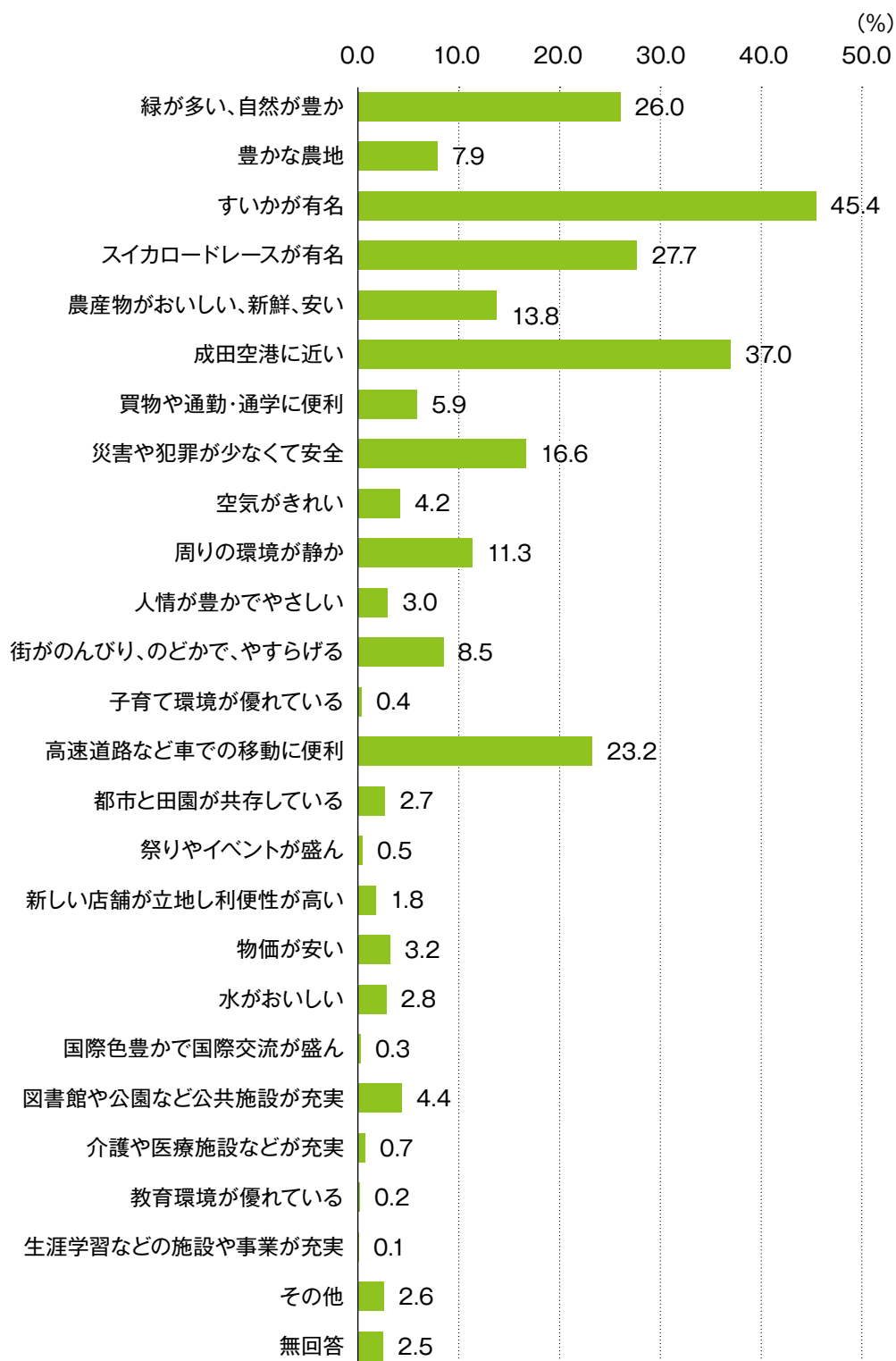
富里市への思い

全体としては、愛着、魅力を感じていると回答した割合（「強く感じている」と「どちらかといえば感じている」の合計）が50.2%となっています。前回調査（H20調査）と比較すると、わずかに地域への愛着が減少しています。



富里市の強み

すいかが有名であることと回答した割合が最も高く、次いで成田空港に近いことの割合が高くなっています。農業や自然環境に関すること、成田空港や高速道路に近い立地に関することを、富里市らしさとする市民が多いと考えられます。



生活環境に対する満足度・期待度

本市の取組んできた各施策の満足度と重要度は次の通りです。

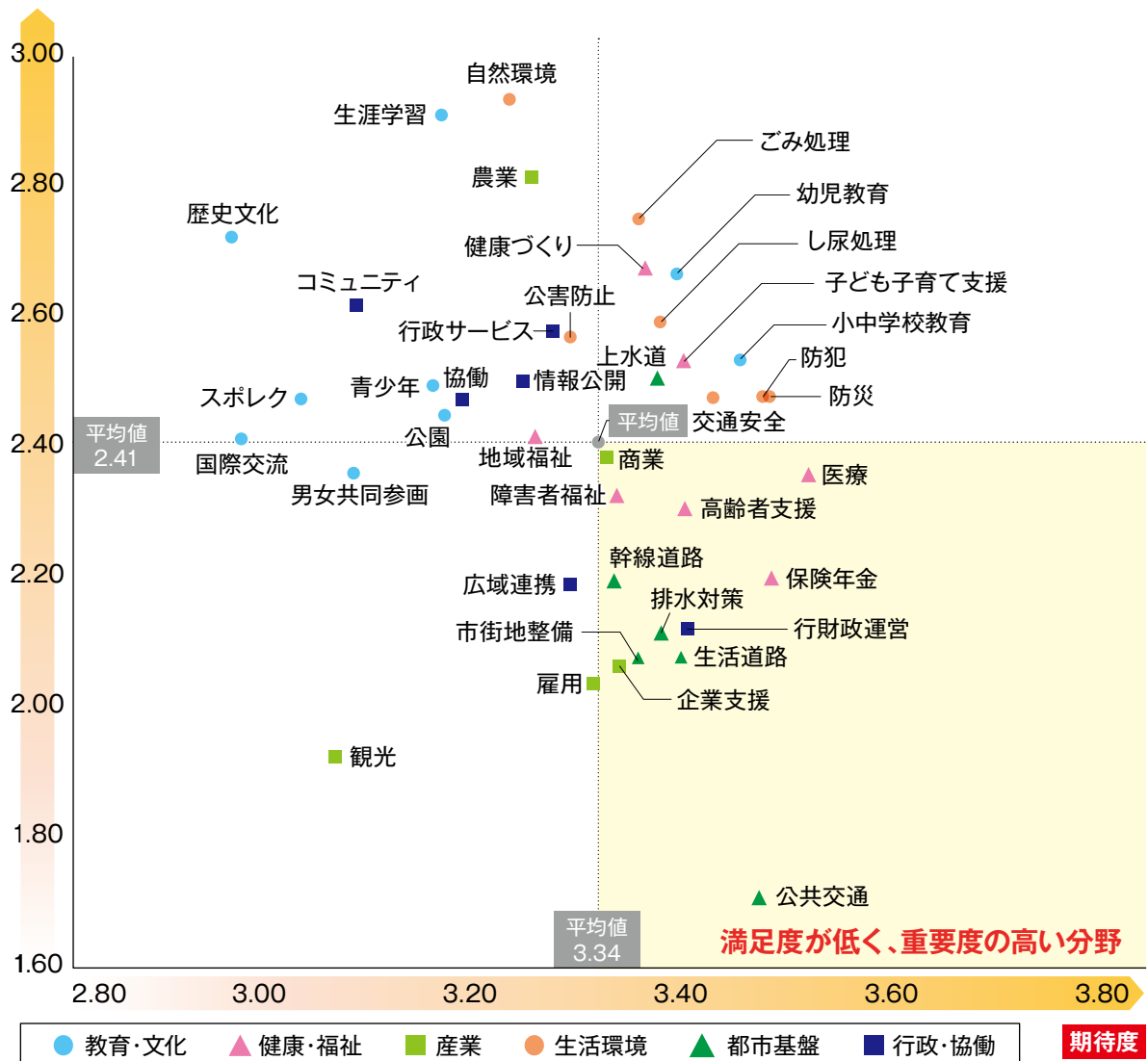
1 教育・文化	重要度	満足度
①中央公民館や図書館などの生涯学習環境の充実	3.18	2.91
②地域の歴史や文化の保全、継承	2.96	2.72
③幼稚園など幼児教育環境の充実	3.42	2.67
④小中学校教育の内容や環境の充実	3.49	2.54
⑤スポーツ・レクリエーション活動の充実	3.03	2.47
⑥青少年健全育成活動の推進	3.17	2.50
⑦男女共同参画の意識づくり、女性の社会参加促進	3.09	2.36
⑧市民の国際交流や国内他地域との交流活動の推進	2.97	2.41
2 健康・福祉	重要度	満足度
①地域における相互扶助の意識や福祉活動の充実	3.27	2.42
②保育園などの保育サービスや子育て支援の充実	3.43	2.53
③高齢者の生きがいづくりや介護の充実	3.43	2.30
④障害者に対する福祉の充実	3.36	2.33
⑤医療サービスや救急医療体制の充実	3.56	2.36
⑥各種検診や健康づくり活動の充実	3.39	2.68
⑦国民健康保険や年金などの社会保障の充実	3.52	2.20
3 産業	重要度	満足度
①農業の振興	3.27	2.82
②企業誘致や中小企業への支援	3.36	2.06
③市内での買物の便利さや商業施設の充実	3.35	2.38
④観光客の誘致や観光資源の育成	3.07	1.92
⑤市民の雇用や就業環境の充実	3.33	2.04
4 生活環境	重要度	満足度
①騒音・大気汚染・悪臭などの公害防止	3.31	2.57
②緑など自然環境の保全・育成	3.25	2.94
③ごみ処理の適正化、リサイクル活動の推進	3.38	2.75
④し尿・生活排水処理の充実	3.40	2.59
⑤地震・火災などの防災対策の充実	3.51	2.48
⑥犯罪・風紀などの防犯対策の充実	3.51	2.48
⑦交通安全等日常生活の安全対策の充実	3.46	2.48
5 都市基盤	重要度	満足度
①計画的な市街地の整備	3.38	2.08
②身近な生活道路の整備	3.42	2.08
③国県道など幹線道路の整備	3.36	2.19
④バスなどの公共交通機関の便利さ	3.50	1.71
⑤上水道の整備	3.40	2.50
⑥雨水の排水対策の推進	3.40	2.11
⑦公園などの整備	3.18	2.45

6 行政・協働	重要度	満足度
①市からの情報提供や協働のまちづくりの促進	3.20	2.47
②情報の公開	3.26	2.50
③各種行政サービスの充実や職員の対応	3.29	2.58
④近所付き合いなどのコミュニティの形成	3.09	2.62
⑤計画的で健全な行財政の運営	3.43	2.12
⑥近隣市町村との広域連携の推進	3.31	2.19

また、上記結果をCS分析したものは、下記の通りです。

【CS分析】

満足度



現状の市民サービスについては、「自然環境の保全・育成」、「生涯学習環境」、「農業の振興」への満足度が比較的高くなっています。

今後期待する施策については、「医療・救急体制」、「保険・年金」、「防災対策」、「防犯対策」、「バスなど公共交通機関」への期待度が比較的高くなっています。



前回調査（H 20 調査）と比較すると、次のような傾向がみられます。

満足度が低く、重要度の高い分野の経年比較

	前回調査	今回調査
2 健康・福祉	②保育園などの保育サービスや子育て支援の充実	
	③高齢者の生きがいづくりや介護の充実	③高齢者の生きがいづくりや介護の充実
		④障害者に対する福祉の充実
	⑤医療サービスや救急医療体制の充実	⑤医療サービスや救急医療体制の充実
	⑦国民健康保険や年金などの社会保障の充実	⑦国民健康保険や年金などの社会保障の充実
3 産業		②企業誘致や中小企業への支援
		③市内での買物の便利さや商業施設の充実
	⑤市民の雇用や就業環境の充実	
4 生活環境	⑥犯罪・風紀などの防犯対策の充実	
5 都市基盤		①計画的な市街地の整備
	②身近な生活道路の整備	②身近な生活道路の整備
		③国県道など幹線道路の整備
	④バスなどの公共交通機関の便利さ	④バスなどの公共交通機関の便利さ
		⑥雨水の排水対策の推進
6 行政・協働		⑤計画的で健全な行財政の運営

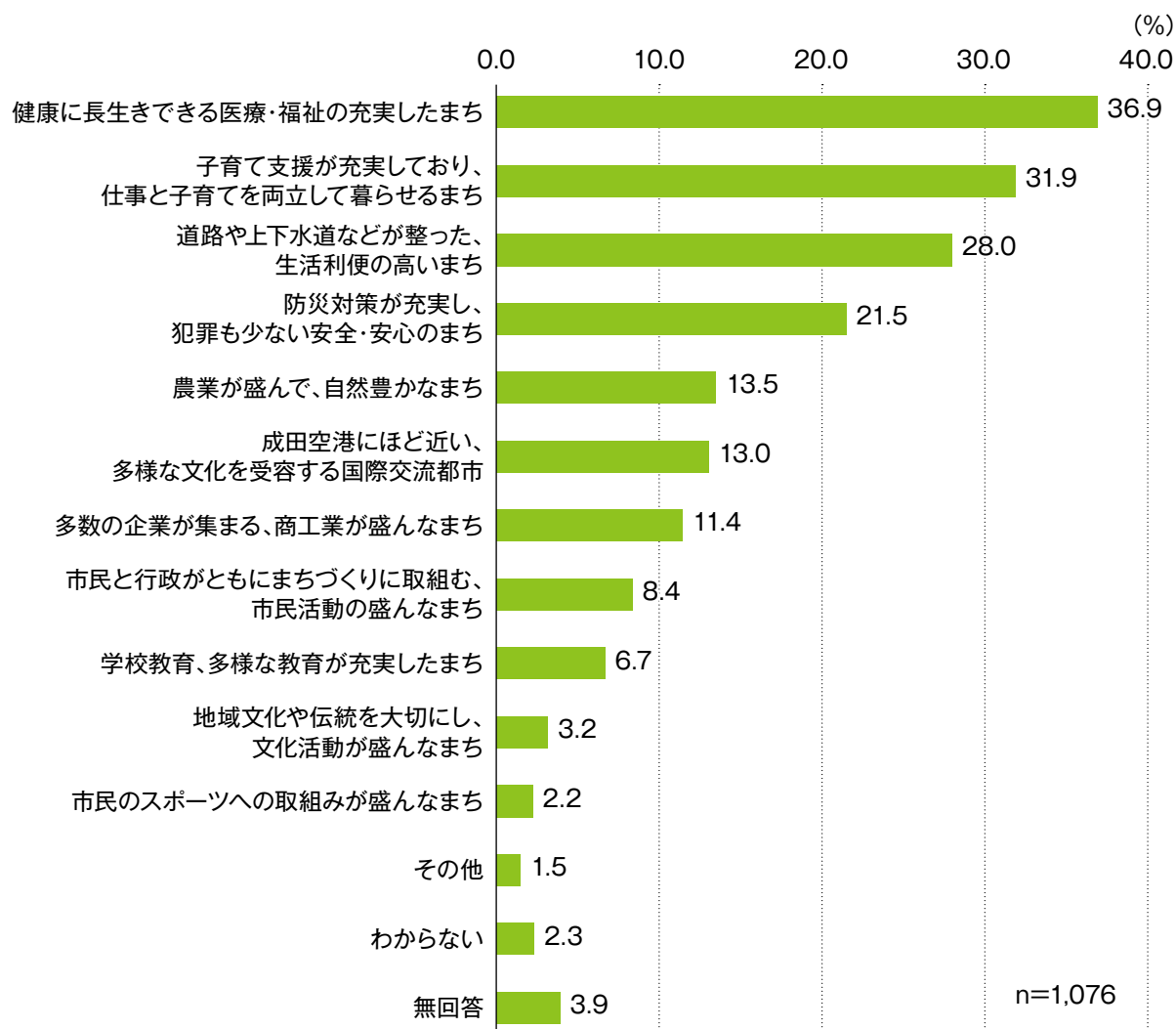
全体として、「2 健康・福祉」や「5 都市基盤」において満足度が低く、期待度の高いものが多い結果となっています。

前回調査と比較すると、障害者福祉、企業誘致・支援、買物利便、市街地整備、幹線道路整備、排水対策、行財政運営が、新たに満足度が低く、期待度の高いものとして加わっています。

成田国際空港の機能拡張を好機ととらえ、企業誘致や都市基盤の整備を進めてほしいという市民の思いが読み取れます。

富里市の発展の方向性

医療・福祉の充実を回答した割合が最も高く、次いで子育て支援の充実の割合が高くなっています。



結果概要

- ・ 地域の住みよさや愛着は、わずかに減少傾向があるものの、大きな変化ではなく、10年前と市民のまちの印象はそこまでは変化していないことがうかがえます。
- ・ 全体的な道路整備や公共交通など、移動の利便への不満が多くみられました。高齢化が進行する中、必要な施策を検討する必要があります。
- ・ 地区により望む発展の方向性に違いがあり、地域性を考慮した都市計画が求められています。

(本アンケートは、2019年の台風被害以前に調査を実施したものであり、安全・安心に対する課題感は大きく変化している可能性があります。)



まちづくり市民会議

本計画の基礎調査として、アンケート調査だけでなく、直接市民に集まっていただき、政策提言いただく「まちづくり市民会議」を開催しました。

提言までの経緯

第1回 令和元年7月10日(水) 開催

- まちづくり市民会議の進め方について全体共有
 - ・本市民会議の趣旨や全6回の流れの説明
 - ・アドバイザーより今後の意見交換にあたっての留意点について講話
- 座長・副座長の決定、班別役割分担(リーダー・書記)の決定

第2回 令和元年7月31日(水) 開催

- 「富里市のいいところ」「ご近所の課題」「まちの課題」についての意見交換
 - ・富里市にはどのような良さや課題があるのか意見交換
- 意見の取りまとめ、発表

第3回 令和元年8月30日(金) 開催

- 「今必要なこと(対策)」についての意見交換
 - ・第2回の内容を受け、対策について意見交換
- 意見の取りまとめ、発表

第4回 令和元年10月30日(水) 開催

- 「ライフステージごとの幸福」についての意見交換
 - ・「子ども」、「子育て世代」、「高齢者」など、ライフステージごとの幸福について意見交換
- 「10年後に目指すべきまちの姿」についての意見交換
 - ・すべての意見を踏まえ、富里市がどのようなまちを目指すべきなのか意見交換
- 意見の取りまとめ、発表
- 提言に向けてのアドバイス

第5回 令和元年11月29日(金) 開催

- 提言書(案)の内容について協議
 - ・委員から出された意見を取りまとめて作成した提言書(案)の内容について協議
- 協議を通じての講評

第5回までの協議を経て、提言がまとまりました。

10年後の富里市に向けた提言

市民同士のつながりや地域愛から、 どんなときも支えあえる地域づくりへ

本市はまだ、本格的な人口減少局面にはないものの、地域の高齢化による自治機能の低下が顕在化しつつあります。また、問題は人口だけではなく、市民の意識にもあります。地域の維持を担う自治会の加入率が減少傾向にあり、自治会の意義についての一般的な意識の低下が起こっています。

こうした問題に対して、市民の意識を変えていく必要がありますが、現状の自治会のシステムのままでは難しいのではないかという意見もありました。その一方で、令和元年（2019年）に千葉県を襲った台風を経て、市民は隣近所で助け合う必要性をあらためて痛感することとなっています。「困っている人がいれば、目を向けて助ける」という、コミュニティの絆を深める第1歩となる意識を、多くの市民があらためて持つ機会になったといえます。

前例や既存のシステムにとらわれず、時代に合ったコミュニティをつくっていく必要があります。そのため、現場や当事者からはじまるまちづくりが求められています。今このまちに住んでいる私たちに合ったつながりや地域愛を育むことで、「どんなときも支えあえる地域づくり」を実現していく必要があるのです。

それを実現していくために、5つの政策提言をいただきました。



「空にのぞむ里」としてのにぎわいづくり

成田空港に近接した立地は、富里市にとって大きな強みです。

今後、人口減少時代にあつて、観光・産業振興や企業誘致は最も重要となるので、成田空港や空港関連企業との繋がりを更に掛け合わせて発展させていく必要があります。税収の確保だけでなく、市内に仕事があることで、富里市に転入する人や関係する人の増加が期待できます。

富里市は、「空にのぞむ里」であることを十分に活かして、まちを活性していくべきです。

観光振興に向けては、市街地の活性化と並行して取組む必要があります。人が訪れてもお金を落とす場所がなければ、地域が潤うことはありません。

そのためには、ターゲットを明確化するなど、観光振興の方向性を確立することが重要です。たとえば、観光入込客を拡大するよりも、来てくれた人を確実にリピーターにするような、「関係人口の拡大」の視点も必要ではないかと考えられます。

中でも、スイカロードレースを更に展開し、地域活性化につなげようという意見が多数ありました。スイカロードレースは、富里市の最も中心的なイベントですが、地域活性化につながりきっていないと感じている市民は多いと思われます。

富里市の地域資源は、決してすいかなだけではありません。そうした資源を、富里市を訪れる年間10万人を超える観光客に対し、印象付ける取組みを行い、地域活性化につなげる必要があります。

企業誘致に向けては、投資しやすい環境や道路整備など企業が来やすい環境をつくっていく必要があります。そのためには、企業に直接ヒアリングをするようなアプローチも求められます。

求められる主な取組み

【観光に関連して】

- ・ターゲットを明確化した観光施策
- ・スイカロードレースの更なるブラッシュアップ
- ・長く滞在してもらうために宿泊施設の誘致や同伴者も楽しめるイベントの検討
- ・関連商品の開発及びブランド化
- ・目玉となる観光拠点を整備して集客による財源確保

【企業誘致に関連して】

- ・企業誘致のための道路整備
- ・民間企業が（工場等）投資しやすい環境整備（規制緩和も含む）
- ・企業等社宅を誘致
- ・資産価値の高い製品を扱う商業施設やIT関連企業の誘致
- ・企業誘致に向けて、税制を含む優遇措置を検討

とみさと農業の持続的な展開と発展

農業は富里市の基幹産業であり、まちの活性化の原動力となりうるものです。富里市は、すいかだけでなく新鮮な農産品が手に入るのが市民にとっての魅力であり、市外の人にとってもスイカロードレースの認知度が高いことから、農業が盛んな地域であると認識されていると考えられます。

そんな富里市の農業も、担い手不足や耕作放棄地の問題を抱えています。

富里市の農家数は減少傾向にあり、担い手の問題について考える必要があります。そのためには、市外の人をいかに取込むかという「関わりたくなる農業」の視点を持つことが重要です。成田空港の機能強化や、入管法の改正等により外国人労働力の増加が見込まれる中で、どうしたらそのような人材を取り込めるか早急に検討することが必要です。農家として農業に取組んでもらうことも重要ですが、たとえば市民農園のような形で、農家に限らず様々な人に農地を利用してもらう視点も求められています。

また、新たな担い手の確保だけでなく、既存の農家が効率的・持続的に農業を続けられるよう、農業の集約化や、ITを導入したスマート農業の導入も今後必要です。

担い手を確保するためには、農業の魅力向上に取組むことも重要です。民間企業や研究機関と連携しながら、新たなブランドにつながるような農産品の開発に取組むことも求められます。

農業のみの展開にとどまらず、6次産業などの他業種連携にも取組まなければなりません。特に、本市は観光と農業が連携したスイカロードレースがあり、観光につなげる展開に今後も取組む必要があります。

本年は台風や大雨による甚大な農業被害にも見舞われました。災害は今後も必ず訪れるものであり、災害に強い農業についても考えていく必要があります。

求められる主な取組み

【担い手・農地に関連して】

- ・誰でも楽しめる農園（市民農園）で、農業に興味のある市外の人を呼び込む
- ・新たな担い手確保に向けた取組み（専業農家以外の人も取込む視点）

【新たな魅力づくりに関連して】

- ・新たな農産品開発に向けた研究と開発（行政・民間企業との連携）
- ・農業大学の研究チームとの共同研究（施設の提供も含み検討）

【観光化に関連して】

- ・アグリツーリズムの普及、促進による関係人口の創出
- ・豊富な農産物を活用した野菜ソムリエの育成や、レシピ開発
- ・農業振興拠点の整備（道の駅等）



すべての市民が支え合う、人に優しい地域ネットワークづくり

核家族化や共働き世帯の増加により、悩みを抱えたまま子育てをしている世帯は増えていると考えられます。また、一人暮らしの高齢者も増加しており、あらゆる世代で支え合いの必要性が潜在していると考えられます。

すべての住民が孤立することなく、地域での生活を送るためには、「自分の声を聞いてもらえる環境」が身近にあることが重要です。

個人では解決しきれない悩みや不安も、地域で思いを伝え合えるネットワークがあれば、解決に向けて前進することもできます。

また本年は大きな災害もあり、支え合うことの重要さをあらためて痛感した市民も多かったのではないのでしょうか。これを、人に優しい地域ネットワークづくりを進める契機として、支え合いを市民に浸透させていくことが求められているのです。

地域で支援を必要とする人に対して、様々な支援者が情報共有を行って支援のできるネットワークづくりに取組む必要があります。

現在は、メディアが発達しており、隣近所の生身の付き合いだけでなく、SNSを活用するなど、それぞれが多様なネットワークを構築しやすい状況があります。そうしたネットワークを大きな力にしていくためには、それぞれの多様性を認め合い、ネットワーク同士をつなげていく必要があります。

そうしたことで、日常的なささいな困りごとから地域社会の問題に至るまでを、行政・専門機関・地域で共有し、解決していけるまちになっていく必要があります。

求められる主な取組み

【子どもに関連して】

- ・ 自然の中で安心して思いっきり遊べる場所の整備
- ・ 地域を巻き込み子どもが一人きりにならない環境を増やす
- ・ 子ども食堂の拡充 ・ 高齢者と小学生の交流サロン

【青少年に関連して】

- ・ 自治会や商店などに悩みを気軽に相談できる場所をつくる
- ・ 学校以外の友達と気軽に交流できる場所をつくる

【子育て世代に関連して】

- ・ 近くに子育ての相談ができる場所やコミュニティ（ネットの掲示板等）を増やす
- ・ 近所で助けを求めることができるような関係づくり

【高齢者に関連して】

- ・ 高齢者に気さくに声をかけ、声をかけられるように
- ・ 地域ごとの高齢者ネットワークの構築とサロン等の開設

【すべての世代に関連して】

- ・ 各世代のネットワークをつなげることでお互いに頼れる存在になれる
- ・ 現時点でも良い「取組み」や「活動」を行っているのに、それが全然知られていないので、行政はより効果的な PR や周知方法を検討する。

移動手段について総合的な検討を

鉄道のない富里市にとって、道路や公共交通については常に考えなければならない問題です。特に、高齢者の運転免許返納が推進されている中、市民の移動の問題はかつてよりも大きなものになっています。公共交通のあり方と道路利便の向上の両面から考えていく必要があります。

公共交通については、さとバス・デマンド交通や路線バスが、市民の足として欠かすことのできないものであることは間違いありませんが、その一方で、十分に利用されるような運行方法も考える必要があります。

既存の交通手段に囚われることなく、未来的発想で斬新な交通システムについての検討や、富里市だけでなくより広域的なエリアで連携していくことも、今後の更なる財政難が見込まれる中では必要になってくる視点だと思います。

また、逆の発想でそもそも移動しなくても生活していけるコミュニティをつくっていくという取り組みも1つの方法だと思います。

コンパクトシティの形成を誘導しながら、足りない部分を公共交通で補完していくことで、限りある財源の中で、新たな発展に結び付けることができるのではないのでしょうか。

道路の利便性についてですが、富里市には千葉県的主要渋滞箇所とされる道路があるのをはじめ、交通量の問題もあります。今後、成田空港の更なる機能強化等の影響により、交通量が更に増加する懸念があり、市だけではなく、国・県の考え方も踏まえてより広域的な道路整備を検討していく必要があります。

求められる主な取り組み

【公共交通に関連して】

- ・ IT活用によるデマンド交通の予約利便向上
- ・ 南部の公共交通の課題解消
- ・ 高齢者に特化した公共施設や病院へのアクセス改善
- ・ 病院への送迎事業の導入
- ・ 移動スーパー等による団地巡回訪問事業の検討

【道路整備に関連して】

- ・ 交通量の多いところから道路整備をおこなっていく
- ・ 空港への直結アクセス手段の検討
- ・ 通学路の整備（大型車が通ると、子どもが危険な箇所が多い）
- ・ 道路の雨水対策（台風等で冠水する箇所は決まっている）
- ・ 交通マナーやモラルの啓発に力を入れる（痛ましい事件や事故を無くするため）



今ある地域資源を活かして、新たなチャレンジを

持続可能な地域づくりのためには、今ある地域資源を有効に活用しながら、新たなチャレンジをしていく必要があります。

今ある地域資源の中で、特に遊休状態になっている公共施設や、地域の空き家・空き地・空き店舗など、有効に活用しなければ建物の荒廃が進むなど地域に悪影響が及ぼりうるものについて、積極的に検討をする必要があります。

協議の中では、平成 29 年（2017 年）4 月に、富里南小学校へ統合された旧洗心小学校施設の活用について多数の意見があがりました。この施設は、南部エリアの貴重な地域資源であり、成田空港からほど近い立地で県道にも面していることから、民間活用も可能な市全体の宝です。積極的に活用の検討を進めるべき地域資源と考えられます。

また、空き家は全国的な問題となっており、富里市においても同様の問題です。このことについては、地域活性化のための施設として活用する意見が中心でした。国においても法整備が検討されている状況ですが、住宅としての運用や危険家屋としての対応よりも、地域貢献できるような活用をしていくことが望まれます。

今ある地域資源の中で、展開すべきものとして、旧岩崎家末廣別邸が挙げられます。国の登録有形文化財であり、価値の高い資源であることから、新たなアイデアを盛り込みながら観光・文化振興につなげていく必要があります。

建造物だけでなく、富里市の自然や農業など、これまで地域で連綿と受け継がれてきたものは、すべて得がたい地域資源です。継承していくだけでなく、新たな視点での有効活用が求められます。

求められる主な取組み

【旧洗心小学校に関連して】

- ・民間企業に貸出し（条件付きでコンペによる選定）
- ・芸術家やコワーキングスペースとして貸出し
- ・大学の農学部サブ研究施設として貸出し

【空き家に関連して】

- ・空き家を借り上げ、民泊施設として活用
- ・空き店舗を活用して、起業したい市民に直売所やカフェを開いてもらう
- ・空き家を活用し、ふれあいサロンをつくる

【旧岩崎家末廣別邸に関連して】

- ・富里観光の拠点として整備する
- ・岩崎家ゆかりの地としての展開を推進する
- ・岩崎久彌検定を行いより身近な存在へ

【自然・農業に関連して】

- ・里山ツーリズムの整備とツアーガイドの育成
- ・農家体験・収穫体験プログラムの開発に向けたプロジェクトチームの立ち上げ
- ・農家体験・収穫体験コーディネーターの育成

まちづくり市民会議委員名簿

No.	氏 名	備 考
1	石 橋 千 穂	
2	伊 藤 裕 通	座 長
3	小 川 道 雄	副 座 長
4	勝 又 淳	
5	佐々木 浩二	
6	瀬 尾 明 良	
7	二 上 正 栄	
8	長谷川 みち子	
9	細 田 明	
10	宮 本 和 子	
11	村 井 香 織	
12	柳 田 貴 将	
13	吉 野 朋 子	
14	若 山 健 太 朗	

アドバイザー

千葉大学大学院社会科学研究院 教授	関 谷 昇
-------------------	-------



例規等

富里市基本構想の策定に関する条例

平成30年12月19日条例第27号

富里市基本構想の策定に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市のまちづくりの方向性を示す基本的な指針となる構想（以下「基本構想」という。）の位置付け、策定等について定めることにより、総合的かつ計画的な市政の推進を図るとともに、継続的な行政運営の確保に資することを目的とする。

(基本構想の位置付け)

第2条 基本構想は、市政の最上位の方針とする。

(基本構想の策定)

第3条 市は、基本構想を策定するものとする。

(基本構想審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、富里市基本構想審議会条例（昭和57年条例第5号）第1条に規定する富里市基本構想審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条の諮問に対する答申を受けた後に、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

(公表)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(基本構想との整合)

第7条 市長は、市の個別分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、基本構想との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基本構想の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第序
1章 論

第序
2章 論

第序
3章 論

第基本
1章 構想

第基本
2章 構想

第基本
3章 構想

第基本
4章 構想

第基本
1章 計画

第基本
2章 計画

第基本
3章 計画

資
料

富里市基本構想審議会条例

昭和57年3月25日条例第5号
改正

平成2年3月27日条例第3号
平成21年12月15日条例第19号
平成23年6月23日条例第15号
令和元年12月19日条例第35号

富里市基本構想審議会条例

(設置)

第1条 富里市基本構想策定に伴う必要な審議をするために、富里市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、富里市基本構想に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は委員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第7条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。



附 則
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 27 日 条例第 3 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 15 日 条例第 19 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 23 日 条例第 15 号抄）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 19 日 条例第 35 号）
この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

富里市総合計画策定委員会設置要綱

平成31年4月1日告示第119号

改正

令和3年2月1日告示第21号

令和3年3月31日告示第66号

富里市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富里市新総合計画策定方針に基づき、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とする富里市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、富里市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、策定本部会及び専門部会をもって組織する。

(策定本部会)

第3条 策定本部会は、専門部会の報告を受けて総合計画の調整を行い、その計画案を決定する。

- 2 策定本部会は、本部長、副本部長及び本部会員をもって組織する。
- 3 本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。
- 4 本部会員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、策定本部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第4条 専門部会は、総合計画に関する調整を行い、その計画案を策定本部会に報告するものとする。

- 2 専門部会は、専門部長、副専門部長及び専門部会員をもって組織する。
- 3 専門部長は総務部長、副専門部長は企画課長をもって充てる。
- 4 専門部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 専門部長は、専門部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副専門部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第5条 本部長は、必要に応じ専門部会の中にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、その会議、活動等の経過、結果等を専門部会に報告するものとする。
- 3 ワーキンググループは、企画財政部企画課長の職にあるものをリーダーとして、各専門部会員から推薦を受けた者をもって組織する。
- 4 リーダーは、ワーキンググループの会務を総理し、会議の議長となる。

(資料の提出要求等)

第6条 委員会において必要と認めるときは、関係課等に資料の提出を求め、又は会議に出席を求



め意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、総合計画の策定が完了した日にその効力を失う。

附 則 (令和 3 年 2 月 1 日告示第 21 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日告示第 66 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

策定本部会

区 分	職
本部長	市長
副本部長	副市長
本部会員	教育長 消防長 総務部長 企画財政部長 健康福祉部長 経済環境部長 都市建設部長 教育部長 議会事務局長 総務課長 企画課長 財政課長

別表第 2 (第 4 条関係)

専門部会

区 分	職
専門部長	企画財政部長
副専門部長	企画課長
専門部会員	総務課長 広報情報課長 防災課長 市民課長 市民活動推進課長 財政課長 課税課長 納税課長 社会福祉課長 生活支援課長 子育て支援課長 高齢者福祉課長 国保年金課長 健康推進課長 農政課長 商工観光課長 環境課長 建設課長 都市計画課長 上下水道課長 会計課長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 図書館長 消防総務課長 予防課長 消防署長 議会事務局長が指名する者 監査委員事務局長 農業委員会事務局長

富里市まちづくり市民会議設置要領

(設置)

第1条 富里市の新たな基本構想及び基本計画の策定にあたり、市民からのまちづくりに係る提言を受けることにより、市民と協働による計画づくりを推進するために、富里市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、富里市のまちづくりについて、市民の立場から意見交換、討議を行い、その結果を提言書としてまとめ、市長に提出する。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、広報等により公募した者と市長が推薦した者とする。

3 委員は、富里市のまちづくりに関心のある18歳以上の富里市民又は富里市に通勤する者で、継続して参加できる者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了したときまでとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に座長及び副座長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 座長は、市民会議を招集し、議長となる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 市民会議は、自主運営を基本とする。

2 市は、事務局として協力するほか、資料、情報等の提供を行い、必要に応じて担当職員、外部アドバイザーを派遣する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局を総務部企画課に置く。



(その他)

第 8 条 市民会議の会議状況及び提言内容は、広く市民に周知する。

2 この要領に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 2 月 2 0 日から施行する。

策定経過

令和元年度以前

日 程	実 施 内 容	詳 細
平成 30 年 10 月 11 日	庁議	・ 策定方針について
平成 31 年 4 月 1 日	富里市総合計画策定委員会設置 要綱制定	—
平成 31 年 4 月 15 日	まちづくり市民会議委員募集	—
令和元年 7 月 10 日	第 1 回まちづくり市民会議	・ 委員委嘱 ・ 進め方について
令和元年 7 月 31 日	第 2 回まちづくり市民会議	・ 富里市のいいところや課題についての 意見交換
令和元年 8 月 5 日	令和元年度第 1 回有識者懇談会	・ 富里市まち・ひと・しごと創生総合 戦略に掲げる指標の進捗状況等につ いて
令和元年 8 月 7 日	第 1 回ワーキンググループ会議	・ 現行計画の総括調査票作成について
令和元年 8 月 9 日～ 8 月 23 日	市民意識調査	・ 市内在住の 18 歳以上の方に対する 調査
令和元年 8 月 30 日	第 3 回まちづくり市民会議	・ 課題に対する対策についての意見 交換
令和元年 10 月 30 日	第 4 回まちづくり市民会議	・ 「ライフステージごとの幸福」につ いての意見交換 ・ 「10 年後に目指すべきまちの姿」に ついての意見交換
令和元年 11 月 29 日	第 5 回まちづくり市民会議	・ 提言書（案）について
令和元年 12 月 26 日	第 6 回まちづくり市民会議	・ 提言書発表
令和 2 年 1 月	富里市基本構想審議会 公募委員の募集	・ 2 名の募集
令和 2 年 1 月	富里高校アンケート調査	・ 富里高校在校の 2 年生に対する調査
令和 2 年 2 月 5 日	令和元年度第 2 回有識者懇談会	・ 富里市まち・ひと・しごと創生総合 戦略の改訂について



令和2年度

日 程	実 施 内 容	詳 細
令和2年7月3日	第2回富里市総合計画策定委員会策定本部会・専門部会	・新総合計画の期間変更について ・策定方針の見直しについて
令和2年7月27日	第1回基本構想審議会	・委員委嘱 ・新総合計画の期間変更について ・まちづくり市民会議提言書及び市民意識調査結果について
令和2年9月	市議会	・現総合計画基本構想の変更（1年の延長）
令和2年10月2日	令和2年度第1回有識者懇談会（書面開催）	・富里市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる指標の進捗状況等について
令和3年1月28日	第2回ワーキンググループ会議	・基本構想（素案）、基本計画（骨子）について
令和3年2月1日	富里市総合計画策定委員会設置要綱の一部改正	・計画期間の変更（令和4年度から令和13年度まで）
令和3年2月26日	令和2年度第2回有識者懇談会（書面開催）	・富里市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

令和3年度

日 程	実 施 内 容	詳 細
令和3年4月30日	第3回ワーキンググループ会議	・総合計画におけるSDGsの位置付けについて
令和3年5月19日	第3回富里市総合計画策定委員会策定本部会・専門部会	・基本構想（素案）、基本計画（素案）について
令和3年6月17日	市議会全員協議会	・基本構想（骨子案）の説明
令和3年6月25日	第2回基本構想審議会	・基本構想（素案）について
令和3年9月8日	第4回富里市総合計画策定委員会策定本部会・専門部会	・基本構想（素案）、基本計画（素案）について
令和3年9月22日	市議会全員協議会	・基本構想（素案）の説明
令和3年10月1日～ 10月20日	パブリックコメント	・基本構想（素案）について
令和3年10月27日	第4回ワーキンググループ会議	・基本計画（素案）、指標設定について
令和3年11月17日	第5回富里市総合計画策定委員会策定本部会・専門部会	・基本構想（素案）パブリックコメントの結果について ・基本計画（素案）について
令和3年11月29日	第3回基本構想審議会	・基本構想（素案）パブリックコメントの結果について ・基本計画（素案）について
令和3年12月13日	令和3年度第1回有識者懇談会	・富里市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる指標の進捗状況等について ・第2期総合戦略及び人口ビジョンの素案について
令和3年12月14日	市議会全員協議会	・基本計画（素案）の説明
令和4年1月4日～ 1月24日	パブリックコメント	・基本構想（素案）及び第2期総合戦略（素案）について
令和4年1月26日	第6回富里市総合計画策定委員会策定本部会・専門部会	・基本構想（案）について ・基本計画（素案）について
令和4年1月31日	第4回基本構想審議会	・基本構想（案）の諮問
令和4年1月31日	令和3年度第2回有識者懇談会（書面開催）	・第2期総合戦略（案）及び富里市人口ビジョン（案）について



日 程	実 施 内 容	詳 細
令和4年2月7日	基本構想審議会	・基本構想（案）諮問に対する答申
令和4年2月9日	第7回富里市総合計画 策定委員会策定本部会	・審議会答申について ・基本構想（案）について ・基本計画（案）について
令和4年2月18日	市議会全員協議会	・総合計画（案）について
令和4年3月2日	市議会総務建設常任委員会	・基本構想議案の審査
令和4年3月18日	市議会	・基本構想の議決

第 序
1 章 論

第 序
2 章 論

第 序
3 章 論

第 基
1 本
構 想

第 基
2 本
構 想

第 基
3 本
構 想

第 基
4 本
構 想

第 基
1 本
計 画

第 基
2 本
計 画

第 基
3 本
計 画

資
料

富里市総合計画

発行：令和4年3月 発行者：富里市 企画財政部 企画課

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1
電話：0476-93-1118（直通）／FAX：0476-93-9954
E-mail：kikaku@city.tomisato.lg.jp

心ひとつに
未来に向かって飛び立つ
躍動のとみさと

